

令和7年度 随意契約に係る情報の公表（役務）

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

契 約 の 名 称	契約担当者の氏名並びにその所属する部署 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規程及び理由			契約金額	再就職の 役員の数	備 考	公益法人の場合		
				根拠規定等	理 由	企画競争 or 公募				公益法人の 区分	国認定、都 道府県認定 の区分	応札・応募 者数
宮津庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及 川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年1月24日	公益財団法人京都府水産振興事業団 京都府宮津市字小田宿野1029-3	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		4,060,977			公財	京都府	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構本部事務 所6階清掃業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 久保田 直樹 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-2 5	令和7年2月17日	（株）ザイマックス 東京都港区赤坂1-1-1	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第1号） 本部事務所の入居ビルでは、「館内規則」により事務所清掃 業者が指定されているため。		3,830,112			-	-	-
アルゴシステム利用に関する情報提供業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 佐藤 匡延 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-2 5	令和7年2月28日	（株）キュービック・アイ 東京都目黒区中目黒1-3-8	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第6号） 法人の目的を達成するために不可欠な特定の情報であって、 当該情報を提供可能な者が一に限定されるため。		3,848,102		単価契約	-	-	-
廿日市庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及 川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年3月3日	広島県 広島県広島市中区基町10-52	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		42,232,005		複数年契約（R7.4.1～ R12.3.31）	-	-	-
自動分取精製用質量分析システム保守点検業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多良町1551-8	令和7年3月7日	西川計測（株） 東京都渋谷区代々木3-22-7	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号）特殊な機器の保 守であって、当該機器の開発や制作を行った一の者しか行う ことができないと認められるため		3,861,000			-	-	-
AVANCE800型核磁気共鳴装置（NMR）保守点検業 務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多良町1551-8	令和7年3月10日	フルカー・ジャパン（株）バイオスピン事業部 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号）特殊な機器の保 守であって、当該機器の開発や制作を行った一の者しか行う ことができないと認められるため		24,409,000			-	-	-
船主責任保険	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 佐藤 匡延 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-2 5	令和7年3月14日	日本船主責任相互保険組合 東京都港区赤坂2-23-1	会計規程第36 条第1項第1号	当該役務の性質から契約の相手方が一であると見込まれ、公 募した結果、応募者が1者だったため。	公募	16,035,249			-	-	-
電子ジャーナル提供業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部長 久保田 直樹 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-2 5	令和7年3月19日	エルゼビア・ビー・ブイ オランダ王国アムステルダム市ラダー・ヴェヒ29	特例規程第19 条第2号	出版元が直接販売していることから競争を許さないため。		25,005,345			-	-	-
伯方島庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及 川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年3月19日	愛媛県 愛媛県松山市一番町4-4-2	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		5,034,615		複数年契約（R7.4.1～ R10.3.31）	-	-	-
土地借料（根室さけます事業所）	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所さけます部門札幌拠点長 石塚 浩一 北海道札幌市豊平区中の島2条2-4-1	令和7年3月21日	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		5,282,768			-	-	-
八戸庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所管理部門塩釜拠点長 野呂 田 智哉 宮城県塩釜市新浜町3-27-5	令和7年3月24日	八戸市 青森県八戸市内丸1-1-1	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		993,510		複数年契約（R7.4.1～ R10.3.31）	-	-	-
南伊豆庁舎 土地借上料（静岡県）	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門南勢拠点長 鈴木 俊哉 三重県会郡南伊勢町津浜浦422-1	令和7年3月26日	静岡県 静岡県静岡市葵区追分町9-6	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		3,040,590		複数年契約（R7.4.1～ R10.3.31）	-	-	-
宮古庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多良町1551-8	令和7年3月27日	岩手県 岩手県盛岡市内丸10-1	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号）当該場所ではな ければ事務事業を行うことが不可能であることから場所が限定 され、供給者が一に特定されるため		3,184,878			-	-	-
まぐろ飼育研究施設土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多良町1551-8	令和7年3月31日	長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所 長崎県長崎市万才町3-17	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号）当該場所ではな ければ事務事業を行うことが不可能であることから場所が限定 され、供給者が一に特定されるため		9,795,929			-	-	-
北海道西部海域における沖合底びき網漁船による操業記録収集業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所管理部門釧路拠点長 事務 代理 澤口 小有美 北海道釧路市桂窓116	令和7年4月1日	小樽機船漁業協同組合 北海道小樽市高島1-2-5	会計規程第36 条第1項第1号	当該業務等の性質から契約の相手方が一であると見込まれ、 公募した結果、応募者が1者だったため。	公募	2,860,000			-	-	-
屋島庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及 川 寛 広島県廿日市市丸石2-17-5	令和7年4月1日	高松市 香川県高松市番町1-8-15	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所ではなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		3,511,566		複数年契約（R7.4.1～ R10.3.31）	-	-	-

南伊豆庁舎 土地借上料（南伊豆町）	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門南勢拠点長事務代理 伊東尚史 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦4 2 2-1	令和7年4月1日	南伊豆町 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂3 1 5-1	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		1,402,326		複数年契約（R7.4.1～ R10.3.31）	-	-	-
漁網監視装置オッターボードセンサー修理業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年4月11日	日本海洋（株） 東京都足立区東和5-1 3-4	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号） 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発 や製作を行った一のものしか行うことができないと認められ るため。		2,112,000			-	-	-
福島県富岡川における放射性物質の挙動に関する調査	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年4月21日	国立大学法人福島大学 福島県福島市金谷川1	会計規程第36 条第1項第1号	当該役務の性質から契約の相手が一の者であると見込まれる ことから、公募した結果、応募者が1者だったため。	公募	7,000,000			-	-	-
令和7年度放射能調査研究費による研究開発に係る委託事業	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年4月30日	沖縄県水産海洋技術センター 沖縄県糸満市喜屋武1 5 2 8	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第1号） 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもので あるため。		1,191,000			-	-	-
俊鷹丸サイドスラスト始動器盤修理業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年5月1日	大洋電機テクノ販売（株） 東京都千代田区内神田1-1 6-8	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号） 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発 や製作を行った一のものしか行うことができないと認められ るため。		2,888,600			-	-	-
中型いか釣り漁船による海洋観測等請負業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年5月9日	一般社団法人全国いか釣り漁業協会 東京都港区赤坂2-1 6-2 0	会計規程第36 条第1項第1号	当該役務の性質から契約の相手が一の者であると見込まれる ことから、公募した結果、応募者が1者だったため。	公募	7,746,310		単価契約	-	-	-
蒼鷹丸トロールウインチ整備業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年5月13日	ニチモウ（株） 東京都品川区東品川2-2-2 0	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号） 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発 や製作を行った一のものしか行うことができないと認められ るため。		1,727,000			-	-	-
令和7年度 福島県内の河川・湖沼における放射性物質の挙動に関する調査事業	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所長 玄 浩一郎 長崎県長崎市多良良町1 5 5 1-8	令和7年5月15日	福島県 福島県福島市杉妻町2-1 6	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第20項） 複数年度にわたる事業の継続を通じて、単一の成果を求める 委託事業の2年度目以降の事業であって、当該事業を当所契 約の委託先に継続して委託する必要があるため。		1,688,000			-	-	-
屋島庁舎土地賃貸借	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 及 川 寛 広島県廿日市市丸石2-1 7-5	令和7年4月1日	高松市 香川県高松市番町1-8-1 5	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		3,511,566		複数年契約（R7.4.1～ R10.3.31）	-	-	-
南伊豆庁舎 土地借上料（南伊豆町）	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所管理部門南勢拠点長事務代理 伊東尚史 三重県度会郡南伊勢町中津浜浦4 2 2-1	令和7年4月1日	南伊豆町 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂3 1 5-1	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第2号） 当該場所でなければ事務事業を行うことが不可能であること から場所が限定され、供給者が一に特定されるため。		1,402,326		複数年契約（R7.4.1～ R10.3.31）	-	-	-
漁網監視装置オッターボードセンサー修理業務	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年4月11日	日本海洋（株） 東京都足立区東和5-1 3-4	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第14号） 特殊な機器の修繕、保守又は改修であって、当該機器の開発 や製作を行った一のものしか行うことができないと認められ るため。		2,112,000			-	-	-
福島県富岡川における放射性物質の挙動に関する調査	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年4月21日	国立大学法人福島大学 福島県福島市金谷川1	会計規程第36 条第1項第1号	当該役務の性質から契約の相手が一の者であると見込まれる ことから、公募した結果、応募者が1者だったため。	公募	7,000,000			-	-	-
令和7年度放射能調査研究費による研究開発に係る委託事業	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所長 西田 宏 神奈川県横浜市金沢区福浦2-1 2-4	令和7年4月30日	沖縄県水産海洋技術センター 沖縄県糸満市喜屋武1 5 2 8	会計規程第36 条第1項第1号	（契約事務取扱規程第30条の2第1項第1号） 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもので あるため。		1,191,000			-	-	-